

静岡市立静岡病院理髪店運営事業者の選定に係る条件等

1 応募条件

- (1) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院契約規程第3条第1項、第2項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院契約規程第4条各号のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 営業面積が20平方メートル以上で且つ3席以上の理髪用椅子を備えて理髪店を過去5年間以上継続して運営した経験のある者であること。
- (4) 平成27年12月3日から平成30年12月2日までの間に理容師法（昭和22年法律第234号）に違反したとして行政処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税、地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（再生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。

2 施設の概要

(1) 病院概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ア) 施設名 | 静岡市立静岡病院 |
| イ) 所在地 | 静岡市葵区追手町10番93号 |
| ウ) 病院の規模 | 一般病床500床 32診療科 |
| エ) 患者数 | 入院患者数 約450人/日
外来患者数 約1,100人/日 |
| オ) 職員数 | 約1,100人（パート等を含む） |
| カ) 委託等派遣社員数 | 約350人 |

(2) 理髪店の概要

東館11階の西に面した一角に位置。別紙レイアウト図参照。
34㎡程度

(3) 開店に向けての経費負担等

病院負担部分は施設、設備の一次側と内装（照明器具を含む）。
理髪店営業に必要な設備、備品等は出店者が用意し、設置費用等も出店者の負担とする。
また、出店者の都合による内装等の変更は病院側と協議の上施工可能だが、工事費用は出店者の負担とする。

なお、一次側の範囲は次のとおりとする。一次側から機器設備への接続等の費用は二次側工事となり、出店者の費用負担とする。

- | | |
|---------|--|
| ア) 建築関係 | ——— 床・天井・壁等の内装まで |
| イ) 電気工事 | ——— 100Vコンセントは差込み口まで設置済み。
※内線電話及びテレビのアンテナ端子は設置済み。 |
| ウ) 空調工事 | ——— 空調は設置済み。 |
| エ) 衛生工事 | ——— 給水、給湯は、バルブ止め。
排水は、プラグ止め。 |

※なお、法人財産目的外使用許可期間が終了した際には原状復帰すること。

3 理髪店運用条件

(1) 店舗開設方法

理髪店該当箇所の法人財産の目的外使用許可を得た上で店舗を開設する。

(2) 使用許可予定日

平成31年4月1日

出店準備の工事施工期間や営業開始日については出店者決定後、静岡病院との協議の上最終決定する。このため、使用許可日について1ヶ月程度遅くなる場合がある。

(3) 許可予定期間

1年。

なお、営業内容が良好で、許可条件に違反がなく、病院及び出店者いずれからも特別の意思表示がない場合は、平成36年3月31日まで更新することができる。

(4) 営業日等

営業日；月曜日から土曜日（祝日は除く）（全日も可）

営業時間；月曜日から金曜日：午前8時から午後4時（延長は可）

土曜日；午前8時から午後1時（延長は可）

(5) 業務内容

ア) 病院利用者及び職員のうち理髪店利用者の調髪等。

イ) 手術のため頭部剃毛を依頼した入院患者の病床への出張調髪。

ウ) 一般入院患者からの依頼による病床への出張調髪。

(6) 営業に必要な備品等

全て出店者の負担とする。

(7) 設置備品等

使用する備品類については自由選択とするが、公共施設内での営業にふさわしいものを選定すること。また室外機付きの機器類（冷凍冷蔵庫等）は設置不可。

(8) 出店に伴う工事期間

ア) 一ヶ月以内（現出店者の撤去等作業を除く）

イ) 工事期間中も手術のため頭部剃毛を依頼した入院患者の病床への出張調髪、一般入院患者からの依頼による病床への出張調髪には対応すること。

(9) 理髪店経営に要する経費

ア) 使用料－応募者から提示された施設使用料の額

ただし、提示額が地方独立行政法人静岡市立静岡病院の「法人財産の使用許可に係る運用基準」に規定する使用料の額を下回った場合は規定額とする。なお、同運用基準が改正された場合は、改正後の運用基準による規定を適用する。

イ) 使用許可部分に係る光熱水費

ウ) 使用許可部分に係る修繕費

エ) 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理に係る経費

オ) 通信費、消耗品費（照明ランプ等施設利用に係るものを含む。）及び電気製品等の設置に係る経費、その他の営業に関する一切の経費

カ) 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

(10) 法令、諸規則の遵守等

ア) 理容師法、理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日）、静岡病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。特に市保健所及び関係機関から指導・指摘等を受けた場合は、その内容を書面で病院側に報告するとともに、直ちに改善を実施すること

イ) 静岡病院は、敷地内全面禁煙。

4 その他

- (1) 出店及び営業する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。
- (2) 営業上必要な事項は、営業を開始するまでにあらかじめ関係機関と協議を行い、許可を受けておくこと。
- (3) 静岡病院の施設、備品等を損傷した場合は賠償をすること。
- (4) 法人財産の目的外使用許可条件に違反した場合、又はその他静岡病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがある。
- (5) 運営については、静岡病院利用者の意見を随時採り入れるなど、病院内の理髪店としての利便性向上に最大限配慮すること。
- (6) 水道料金（ガス料金を含む）及び電気料金は、子メーターを設置し静岡病院側で使用量に応じて経費を算出する。出店者は通知された経費を静岡病院に支払うこと。この場合の料金単価は、病院が契約した単価を使用する。
- (7) 営業から発生する廃棄物（可燃性、不燃性を問わず）は、一般産業廃棄物として静岡病院が保管管理する。出店者には搬出量に応じた費用を負担すること。
- (8) 機器等の搬入時間は、原則営業日の午前6時から午後9時までとし、病院指定のエレベータを使用すること。